



溶接ヒューム個人ばく露測定のご案内

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務化されます。

令和3年4月1日施行・・・一部経過措置 令和4年4月1日まで

金属アーク溶接等作業とは・・・

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません)

※厚生労働省パンフレットより抜粋

健康障害防止措置の必要な流れ

① 溶接ヒュームの濃度の測定 (対象物質：マンガン)



マンガン濃度 0.05mg/m³を超えた場合

② 換気装置の風量の増加 その他必要な措置



③ 再度、溶接ヒュームの濃度の測定



④ 測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選定し、労働者に使用させる



⑤ (面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合)
1年以内ごとに1回、フィットテスト(※)の実施

※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認するテスト。

◆東海テクノのサポートメニュー

- 個人ばく露測定の実施
- 対策のお手伝い
 - ・職場の再確認
 - ・全体換気測定の見直し
 - ・局所排気装置の見直し等
- 保護具の選定とご案内



個人ばく露測定の進め方

※本測定は作業環境測定と同様に作業環境測定士及び作業環境測定機関が推奨されています

現場打ち合わせ

作業員数・エリア確定・ばく露測定人数の決定

お見積書 提出

測定の実施

アーク作業 実施日

測定日時の決定

個人サンプラーの装着

アーク溶接作業の実施

※測定時間は個人サンプラー装着者数とアーク溶接時間によって異なります。

報告書作成 ⇒ ご提出へ

マンガン個人ばく露濃度

呼吸保護具指定防護係数の決定

推奨呼吸保護具の選定

※報告書は3年保管の義務有り
保護具の選定等の根拠資料のため

測定後の対策も応じますので、お気軽にご相談ください。